

2020 年 行政書士試験

本試験分析 速報

資格の大原

1 合格基準

1 配点

試験科目		出題形式		出題数	配点
法令等	憲法、行政法、民法、商法、基礎法学	択一式	5肢択一式	40問	160点
			多肢選択式	3問	24点
		記述式		3問	60点
	計			46問	244点
一般知識等	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解	択一式	5肢択一式	14問	56点
合計				60問	300点

※「法令等」は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」の略です。

※「一般知識等」は、「行政書士の業務に関連する一般知識等」の略です。

※択一式 5肢択一式：1問につき4点

多肢選択式：1問につき8点 空欄（ア～エ）1つにつき2点

※記述式 1問につき20点

2 合格基準

次の要件をすべて満たした者が合格となります。

- ① 「法令等」の得点が、満点の**50%以上**（122点以上）である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、満点の**40%以上**（24点以上）である者。
- ③ 試験全体の得点が、満点の**60%以上**（180点以上）である者。

※問題の難易度により、補正的措置が加えられる場合があります。例えば、2014年の合格基準は、試験問題の難易度を評価し、次のとおり補正的措置が講じられています。

- ① 「法令等」の得点が、110点以上である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、24点以上である者。
- ③ 試験全体の得点が、166点以上である者。

2

本試験分析

1 正解率

問題番号	科目	正解	正解率
問題1	基礎法学	1	51.9%
問題2	基礎法学	4	12.7%
問題3	憲法	1	60.8%
問題4	憲法	5	42.3%
問題5	憲法	2	53.6%
問題6	憲法	5	22.0%
問題7	憲法	4	58.4%
問題8	行政法	5	83.8%
問題9	行政法	1	51.9%
問題10	行政法	2	37.1%
問題11	行政法	3	69.4%
問題12	行政法	1	71.8%
問題13	行政法	3	84.9%
問題14	行政法	1	64.6%
問題15	行政法	2	58.4%
問題16	行政法	3	73.5%
問題17	行政法	4	77.7%
問題18	行政法	2	57.0%
問題19	行政法	3	64.9%
問題20	行政法	4	48.8%
問題21	行政法	5	91.8%
問題22	行政法	1	81.8%
問題23	行政法	5	75.6%
問題24	行政法	5	46.4%
問題25	行政法	1	57.4%
問題26	行政法	1	55.0%
問題27	民法	4	78.0%
問題28	民法	4	61.2%
問題29	民法	3	27.8%
問題30	民法	3	52.2%
問題31	民法	5	69.1%
問題32	民法	5	52.9%
問題33	民法	2	54.3%
問題34	民法	2	84.5%
問題35	民法	4	77.7%
問題36	商法	2	17.5%
問題37	商法	1	41.2%
問題38	商法	5	71.5%
問題39	商法	4	58.4%
問題40	商法	1	48.5%

問題番号	科目	正解	正解率
問題41ア	憲法	20	96.6%
問題41イ	憲法	8	61.9%
問題41ウ	憲法	17	40.5%
問題41エ	憲法	1	74.9%
問題42ア	行政法	4	80.4%
問題42イ	行政法	9	90.0%
問題42ウ	行政法	16	87.3%
問題42エ	行政法	6	84.5%
問題43ア	行政法	11	46.0%
問題43イ	行政法	18	81.4%
問題43ウ	行政法	5	82.8%
問題43エ	行政法	10	90.0%
問題44	行政法	—	—
問題45	民法	—	—
問題46	民法	—	—
問題47	政経社	3	71.8%
問題48	政経社	2	64.3%
問題49	政経社	3	80.4%
問題50	政経社	5	58.4%
問題51	政経社	3	76.3%
問題52	政経社	3	89.7%
問題53	政経社	4	88.3%
問題54	政経社	3	56.4%
問題55	情報等	3	56.0%
問題56	情報等	2	92.8%
問題57	情報等	5	63.6%
問題58	文章理解	4	91.1%
問題59	文章理解	2	76.6%
問題60	文章理解	1	90.7%

2020年11月10日13時現在 採点サービス利用290名

2 平均点

	法令等※	一般知識等	全体※	合格率
2016年	109.4点	32.9点	142.3点	10.0%
2017年	124.1点	38.2点	162.3点	15.7%
2018年	116.3点	33.2点	149.5点	12.7%
2019年	103.0点	41.4点	144.4点	11.5%
2020年	112.6点	42.3点	154.9点	—

※ 記述式は除く

3 基礎法学

1. 平均正解数

2018年	2019年	2020年
2問中1.2問	2問中1.2問	2問中0.6問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題1	民事紛争の解決方法	B
問題2	簡易裁判所	C

※ランク A…正解率70%超、B…正解率70%以下40%以上、C…正解率40%未満

3. 総評

基礎法学は昨年と比較して難化した。問題1は過去問学習で正解を導き出せる。従来どおり過去問学習と現場思考で対応することが必要である。

4 憲法

1. 平均正解数

①5肢択一式

2018年	2019年	2020年
5問中3.8問	5問中3.1問	5問中2.4問

②多肢選択式

2018年	2019年	2020年
空欄4個中2.8個	空欄4個中2.2個	空欄4個中2.7個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題3	よど号ハイジャック記事抹消事件	B
問題4	表現の自由の規制	B
問題5	議院の自律権	B
問題6	衆議院の解散	C
問題7	第三者没収に関する最高裁判所判決	B
問題41ア	三井美唄炭鉱労組事件	A
問題41イ		B
問題41ウ		B
問題41エ		A

3. 総評

憲法は昨年に引き続き難化傾向が続いている。上位群（27%）と下位群（27%）の差を弁別指数といい、この差が高いほど良問であるとされる。別の見方をすればこの差が大きい問題が合否を分けた問題ともいえる。データを分析すると、5肢択一式で合否を分けた問題は、問題4、5となる。問題4は重要判例（広島市暴走族追放条例事件）をおさえていたかどうかである。問題5は自律権という言葉の意味から「最も適合しないもの」を現場思考で判断することでも正解可能だったと思われる。

5 行政法

1. 平均正解数

①5肢択一式

2018年	2019年	2020年
19問中12.5問	19問中10.7問	19問中12.6問

②多肢選択式

2018年	2019年	2020年
空欄8個中5.2個	空欄8個中6.7個	空欄8個中6.4個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題8	法理論 公表について国家賠償責任が問われた訴訟の判決文	A
問題9	法理論 行政行為(処分)	B
問題10	法理論 普通地方公共団体が締結する契約	C
問題11	行政手続法 用語	B
問題12	行政手続法 聴聞と弁明の機会の付与	A
問題13	行政手続法 申請の取扱い	A
問題14	行政不服審査法 総合	B
問題15	行政不服審査法 再審査請求	B
問題16	行政不服審査法 不作為についての審査請求	A
問題17	行政事件訴訟法 狭義の訴えの利益	A
問題18	行政事件訴訟法 出訴期間	B
問題19	行政事件訴訟法 義務付け訴訟	B
問題20	国家補償 公権力責任	B
問題21	国家補償 公権力責任	A
問題22	地方自治法 住民	A
問題23	地方自治法 自治事務と法定受託事務	A
問題24	地方自治法 住民訴訟	B
問題25	行政法総合 情報公開をめぐる最高裁判所の判例	B
問題26	行政法総合 自動車の運転免許	B
問題42ア	行政手続法 行政指導	A
問題42イ		A
問題42ウ		A
問題42エ		A
問題43ア	行政事件訴訟法 懲罰を受けた地方議会議員が提起した国家賠償請求 訴訟に関する最高裁判所の判決の一節	B
問題43イ		A
問題43ウ		A
問題43エ		A

3. 総評

行政法は昨年難化したのが、今年は例年どおりとなった。データを分析すると、ほぼすべての問題で上位群と下位群に差がついており、行政法が合否を分けたといえる。5肢択一式で特に差がついた問題は、問題9、11、12、14、15、16、17、19、20、23、24、25、26である。

6 民法

1. 平均正解数

2018年	2019年	2020年
9問中4.1問	9問中4.2問	9問中5.2問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題27	制限行為能力者	A
問題28	占有改定等	B
問題29	根抵当権	C
問題30	選択債権	B
問題31	債務引受	B
問題32	同時履行の抗弁権	B
問題33	賃貸借	B
問題34	医療契約に基づく医師の患者に対する義務	A
問題35	特別養子制度	A

3. 総評

民法はここ数年難化傾向が続いていたが、今年は平均正解数が5問を超えた。マイナーテーマの出題も多かったが、得点できる問題を落とさないことが重要であったといえる。まずAランクの問題をしっかりと正解したい。データを分析すると、Bランクで合否を分けた問題は、問題28、31、32、33である。

7 商法

1. 平均正解数

2018年	2019年	2020年
5問中2.2問	5問中1.8問	5問中2.1問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題36	運送品が高価品である場合における運送人の責任	C
問題37	株式会社の設立等	B
問題38	株式会社が自己の発行する株式を取得する場合	A
問題39	株主総会	B
問題40	公開会社かつ大会社	B

3. 総評

商法は例年どおりである。データを分析すると、合否を分けた問題は、問題37、39、40である。商法は例年捨て科目としている方が多いが、近年は上位群の正解率が高くなる傾向にある。まず過去問出題論点、次に頻出論点である株式会社の設立、株式、株主総会、取締役・取締役会の基本事項をしっかりとっておきたい。

8 政治・経済・社会

1. 平均正解数

2018年	2019年	2020年
7問中3.0問	7問中4.2問	8問中5.9問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題47	普通選挙	A
問題48	フランス人権宣言	B
問題49	日本のバブル経済とその崩壊	A
問題50	日本の国債制度とその運用	B
問題51	日本の子ども・子育て政策	A
問題52	新しい消費の形態	A
問題53	現在の日本における地域再生、地域活性化などの政策や事業	A
問題54	日本の人口動態	B

3. 総評

政治・経済・社会は7問の出題であることが多いが、今年は8問の出題となっている。例年と比較して正解率が高い問題が多い。問題49でやや差がついたが、大きく差がついた問題はなかった。時事的な出題が少なかったこと、知識ではなく現場思考で常識的に判断できる問題が多かったことが原因と思われる。

9 情報通信・個人情報保護

1. 平均正解数

2018年	2019年	2020年
4問中2.5問	4問中3.5問	3問中2.1問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題55	インターネット通信で用いられる略称	B
問題56	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	A
問題57	個人情報の保護に関する法律	B

3. 総評

情報通信・個人情報保護は4問で出題であることが多いが、今年3問の出題となっている。問題57でやや差がついた。個人情報保護法・行政機関個人情報保護法は最優先で対策したいテーマである。

10 文章理解

1. 平均正解数

2018年	2019年	2020年
3問中2.4問	3問中2.7問	3問中2.6問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題58	空欄補充問題	A
問題59	空欄補充問題	A
問題60	空欄補充問題	A

3. 総評

平均正解数は例年どおり。2～3問正解したい。今年の問題であれば3問全問正解も難しくはない。

3

記述式解説

問題44

【正解例】

Xは、本件組合を被告として、本件換地処分を対象とする、無効等確認の訴えを提起する。(41字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Xは、誰を被告として、どのような行為を対象とする、どのような訴訟（行政事件訴訟法に定められている抗告訴訟に限る。）を提起すべきか」とある。

したがって、本問では、①被告、②対象となる行為、③提起すべき訴訟を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

本問では、設問に「本件換地処分の効力を争い、換地のやり直しを求めるため」とあることから、抗告訴訟のうち処分の取消しの訴え（取消訴訟）又は無効等確認の訴え（無効確認訴訟）を提起することが考えられる。ただし、「その取消しの訴えを提起しようと考えたが、同訴訟の出訴期間がすでに経過していることが判明した。」とあることから、取消訴訟を提起することはできず、「無効確認訴訟」を提起することになり、対象は「本件換地処分」となる。

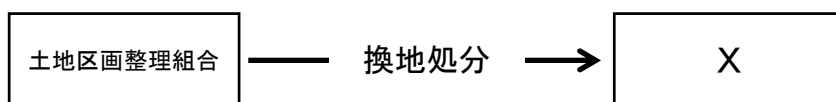
なお、無効確認訴訟の原告適格について行政事件訴訟法36条は「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。」と規定している。つまり、無効確認訴訟は、特別な事情があるときのみ提起することができる例外的（補充的）な訴訟として位置づけられており、「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴え」（争点訴訟や当事者訴訟）によって権利を保護することができる場合には、原則として提起することができない。

ただし、判例は、土地改良事業における換地処分の事案について、「換地処分は、土地改良事業の性質上必要があるときに当該土地改良事業の施行に係る地域につき換地計画を定めて行われるものであり、右施行地域内の土地所有者等多数の権利者に対して行われる換地処分は通常相互に連鎖し関連し合っているとみられるのであるから、このような換地処分の効力をめぐる紛争を私人間の法律関係に関する個別の訴えによつて解決しなければならないとするのは右処分の性質に照らして必ずしも適当とはいえず、また、換地処分を受けた者が照応の原則に違反することを主張してこれを争う場合には、自己に対してより有利な換地が交付されるべきことを主張していることにほかならないのであつて、換地処分がされる前の従前の土地に関する所有権等の権利の保全確保を目的とするものではないのであるから、このような紛争の実態にかんがみると、当該換地処分の無効を前提とする従前の土地の所有権確認訴訟等の現在の法律関係に関する訴えは右紛争を解決するための争訟形態として適切なものとはいえず、むしろ当該換地処分の無効確認を求める訴えのほ

うがより直截的で適切な争訟形態というべきであり、結局、右のような場合には、当該換地処分の無効を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつてはその目的を達することができないものとして、行政事件訴訟法三六条所定の無効確認の訴えの原告適格を肯認すべき場合に当たると解される」としている（最判昭和62.4.17）。よって、現在の法律関係に関する訴えよりも、無効確認訴訟が、紛争解決により直截的（まわりくどくないこと）で適切であるときは、無効確認訴訟を提起することができる。

次に、取消訴訟の被告適格に関する行政事件訴訟法11条は、無効確認訴訟に準用される（行政事件訴訟法38条1項）。よって、処分をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、処分の取消しの訴えは、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないこととなる。

本問の場合、換地処分を行ったのは土地区画整理組合である。土地区画整理組合は、宅地について所有権又は借地権を有する者が、都道府県知事の認可を受けて設立する法人であり、行政事件訴訟法11条1項の「公共団体」にあたる。よって、「被告」については、「本件組合」ということになる。



法定抗告訴訟 (設問による誘導)

取消訴訟（出訴期間経過のため×）
 無効確認訴訟
 不作為違法確認訴訟（不作為がないため×）
 義務付け訴訟（請求内容から×）
 差止め訴訟（処分後のため×）

3. 総評

「被告」については、土地区画整理組合が解散していれば「A県」となる。設問では「工事の完了などを経て」「出訴期間がすでに経過している」という記述があるが、土地区画整理組合の解散には都道府県知事の認可が必要であり、解散した旨も明記されていないことから「本件組合」を被告とすることが作問者の意図と考えられる。「A県」も別解として配点が認められる可能性もなくはない。

「どのような訴訟」については、「行政事件訴訟法に定められている抗告訴訟に限る」という設問の誘導を読み取ることができたかがポイントである。まず、この記述から抗告訴訟以外の訴訟（争点訴訟や当事者訴訟）を消去できる。その上で法定抗告訴訟から消去法により無効確認訴訟であると判断すればよい。なお、請求内容が「本件換地処分の効力を争い、換地のやり直しを求める」とされているので、義務付け訴訟（無効確認訴訟との併合提起）は適切ではないと思われる。行政法の記述式では、行政事件訴訟の訴訟類型を正確におさえる必要がある。

問題45

【正解例】

Bが、Aが騙された事実を知り、又は知ることができたとき、Aは契約を取り消すことができる。(44字)

Bが、Cの詐欺について、悪意又は善意有過失のときに限り、Aは契約を取り消すことができる。(44字)

【解説】

1. 問題文の検討

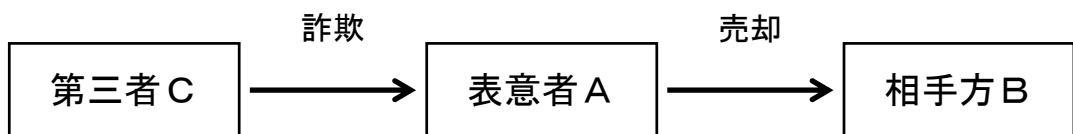
本問では、「売買から1年後に、Cから騙されたことを知ったAは、本件契約に係る意思表示を取り消すことができるか。」とある。

したがって、本問では、Aがこれを取り消すことができるかを記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

(民法96条2項)とされており、第三者の詐欺については、相手方が悪意又は善意有過失のときに限り、取消しが認められる。本問の場合、表意者Aは第三者Cにだまされているので、第三者の詐欺にあたる。よって、相手方Bが悪意又は善意有過失のときに限り、Aの取消しが認められる。



3. 形式面の注意点

「本件契約に係るAの意思表示」を「契約」と表記する必要がある。

4. 総評

意思表示に関する基本論点であり、今年の記述式は本問でしっかり得点したい。

民法改正により第三者の詐欺による取消しが認められるのは、「相手方が悪意のとき」ではなく「相手方が悪意又は善意有過失のとき」になっているので、改正前の民法を学習した経験がある方は注意が必要である。

なお、本問では、錯誤による取消しが認められる可能性もある。要件をすべて記述することは字数的に難しいが、錯誤による取消しに関する記述にも配点される可能性がある。

問題46

【正解例】

信義則上、登記の欠缺を主張する正当な利益を有しないが、所有権は有効に承継取得しているため。(45字)

信義則上、登記の欠缺を主張する正当な利益を有しないが、AC間の売買自体は有効であるため。(44字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「[判例の解説]の説明は、どのような理由に基づくものか」が問われている。また、「背信的悪意者の意義をふまえつつ、Dへの譲渡人Cが無権利者でない理由」を記述することが要求されている。

したがって、本問では、①背信的悪意者の意義、②Dへの譲渡人Cが無権利者でない理由を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができないが(民法177条)、判例は、背信的悪意者は「第三者」にあたらないとしている(最判昭和43.8.2)。

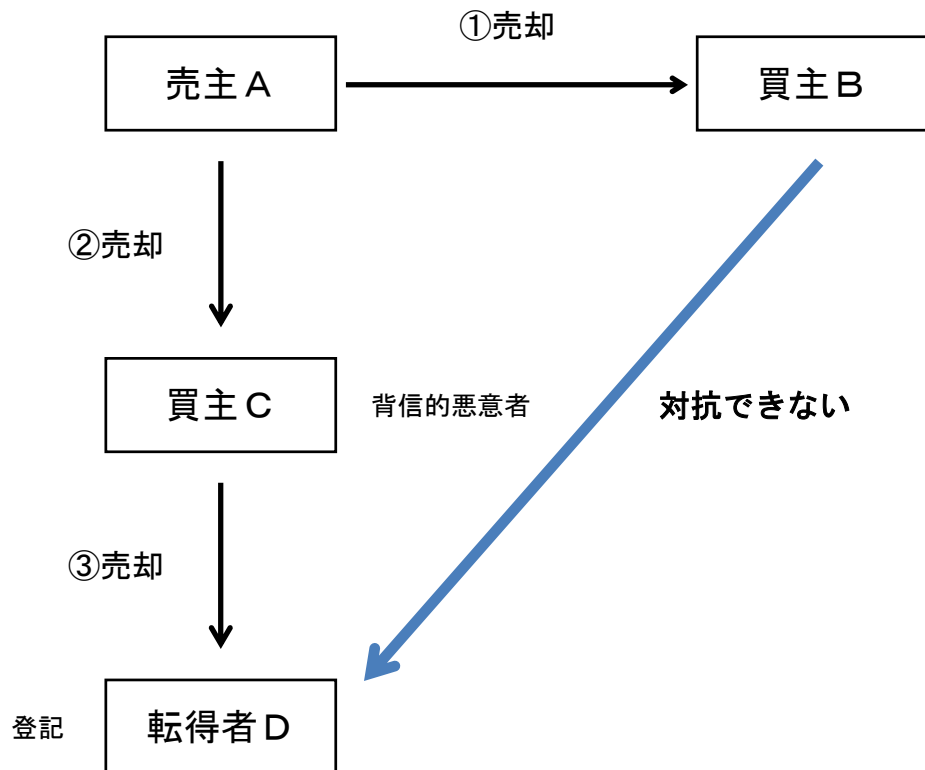
また、判例は、背信的悪意者からの転得者は、転得者自身が背信的悪意者でない限り、「第三者」にあたるとしている(最判平成8.10.29)。

まず、①背信的悪意者の意義、つまり、背信的悪意者が「第三者」にあたらないのは、Cが登記を経ていないBに対して登記の欠缺(けんけつ)を主張することが取得の経緯等に照らし信義則に反して許されないということにあるからである。登記を経由した者がこの法理によって「第三者」から排除されるかどうかは、その者と第一譲受人との間で相対的に判断されるべき事柄であるとされている。

本問では、信義則上登記がないことを主張できない旨を記述すればよい。

次に、②Dへの譲渡人Cが無権利者でない理由は、Cが背信的悪意者であるために「第三者」にあたらないとされる場合であっても、Bは、Cが登記を経由した権利をBに対抗することができないことの反面として、登記なくして所有権取得をCに対抗することができるというにとどまり、ACの売買自体が無効となるものではないからであるとされている。

本問では、AC間の売買は有効である旨を記述すればよい。



3. 形式面の注意点

「背信的悪意者は」に続けて記述する必要がある。

4. 総評

問われている判例自体は5肢択一式でも出題実績があり、趣旨・理由も著名な論点ではあるが、この点を正確に記述できるように準備をしていた行政書士受験生は少ないと予想される。同じような形式の記述式問題は、2010年問題46で問われている。なお、当時の民法509条（不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止）の趣旨を問う問題であった。